

# 令和5年10月小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年10月12日(木) 午後2時8分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階大会議室

## 3. 議事日程

### 第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画  
変更申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画  
変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する  
意見について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の  
承認について (所有権移転)

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 農地所有適格法人要件の確認について

## 4. 会議に出席した委員 (20名)

1番 赤川 敏彦	2番 天本 正幸	
3番 大中 久敏	4番 天本 守	
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二	
7番 白水 壽徳	8番 田籠 新	(欠席)
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜	
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司	
13番 永利 春雄	14番 西岡 利子	
15番 野口 忠弘	16番 久光 壽子	
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光	(欠席)
19番 藤井 豊志	20番 藤井 政秋	
21番 柳 昭好	22番 柳 蔵司	(欠席)
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二	

## 5. 会議に欠席した委員 (4名)

## 6. 会議に出席した事務局職員 (3名)

会長：

大変お忙しい中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、議案5件、報告事項3件でございます。

委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

### (開会)

議長：

ただいまの出席委員は20名で委員定足数に達しております。

なお、8番、17番、21番、22番の委員より欠席届が出ています。

よって、令和5年10月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくをお願いいたします。

### [日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、12番、13番の委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

### [日程第2 議案の審査]

議長：

これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、3件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、3件についてご説明をいたします。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、力武地内の田1筆、三沢地内の畑1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

親子間で使用貸借されるものです。  
(位置図で場所の説明)

番号2は、力武地内の田1筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)  
譲渡人は農業の廃止、譲受人は耕作に便利ということです。  
(位置図で場所の説明)

次に番号3は、山隈地内の畑1筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)  
譲渡人は農業廃止、譲受人は経営規模の拡大をされるということです。  
(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われま

す。なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

分科会長：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による3件の許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、許可相当とするとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。  
質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、2件を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、16番委員につきましては、離席をお願いします。

(委員離席確認後)

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書の2ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、2件のご説明をいたします。

番号1は、大板井地内の田2筆です。

田から畑への農地改良を行う為の一時転用申請があったもので、7月の定例総会において、審議、ご承認いただき、一時転用の許可が下りた案件です。

許可後におきまして、造成されていましたが、周辺との協議の結果造成高を変更することになったため、変更申請があつていものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

番号2は、議案書2ページ下段から5ページになります。上岩田地内の畑22筆、山隈地内の畑6筆、井上地内の田4筆、畑2筆です。

物流倉庫建設のため、転用申請があったものです。

その後事業を物流倉庫から貸店舗と事業を変更することとなったため、変更申請があっているものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

なお、先月開催しました地区会議において、了承いただいております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

第2分科会代表：

ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

6番委員

6番委員

第2分科会で審査したところですが、一言意見を申し上げます。

計画変更はわかりますが、松崎から乙隈にかけての道路について、拡張計画はないということです。通学路になっています。県等と協議して拡張するように、市に働きかけていただきたい。

もう一つは雨水関係ですが、石原川・鎗巻川が立石校区内を流れており、部分的にあふれています。農業委員会として河川の拡張について、意見を市にあげてほしいと思います。

議長：

ほかにありませんか。

13番委員

### 1 3 番委員

6 番委員が言うように、通学路になっているので道路の拡張について、ぜひ要望して欲しいと思います。

議長：

市に対して要望を出してほしいとの意見がありました。次回の総会に要望の案を審議し、市へ提出するというところでよろしいでしょうか。

### 1 番委員

#### 1 番委員

治水対策が間に合わなかった場合の、農家に対する補償などについて水害が発生するという前提で対応していただくとありがたいと思います。治水対策とタイミングが合わないと、農家は被害を受けるばかりです。このようなことから検討していただきたい。農業委員会として毎年水害が発生していることから農地を守るという観点で。このような開発が進んでいることもあり水害が発生しているとも考えられる。

議長：

今回の案件はすでに造成されている場所の事業計画の変更です。筑後川、宝満川の河川改修などいろんな要望があると思います。

#### 1 番委員

そのような対策が行われないと、ずっと水害に合うことになり困る。

議長：

次回総会で、要望をお示しして要望していきたいと思います。よろしいでしょうか。

6 番委員。

#### 6 番委員

関連して、もう一点。駐車場は浸透性のアスファルト舗装にすることを、市内全て開発の際は必ず義務付けるような流れにもっていくことを、農業委員会として要望して欲しいと思います。

議長：

出された意見を事務局でまとめ、次回総会に諮り、そして要望していくようにしたいと思います。よろしいでしょうか。

事務局、お願いします。

事務局：

今回の案件について少しわかりづらい部分があったと思いますので、補足の説明をいたします。

現地については、農地の状態ではありません。物流倉庫を建設するため転用申請が出され、許可後土地の造成と調整池の設置まで終わっています。開発については、法に基づいて完了しているところです。

今回審議していただく観点については、元々の目的は物流倉庫の建設という申請者の考えが、店舗にかわるということがどうなのかということです。雨水排水については、すでに開発基準にのって整備されていますので完了していると考えます。その上でご審議をお願いします。

議長：

事務局から説明がありましたが、農業委員会としては要望をするということでよろしいでしょうか。

(了承)

議長：

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

それでは、16番委員の離席を解き入室を許可します。

(入室確認後)

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業

計画変更申請について、1件を議題といたします。  
事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書6ページ、7ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、1件をご説明します。

番号1は、干潟地内の田23筆、畑1筆です。貸倉庫建設のため転用申請があったものです。

許可後譲渡人による造成が行われていましたが、予算が増大になったため、事業を続けることが困難となったため、同じ貸倉庫を行う譲受人である事業主に変更する申請があっているものです。

(位置図で場所の説明)

以上、先月開催しました地区会議においても、了承を頂いております。説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしていただきましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

分科会長：

ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、第2分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。  
質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第3号は原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、31件を議題とします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、16番委員につきましては、離席をお願いします。

(委員離席確認後)

それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書8ページをご覧ください。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、31件をご説明します。

番号1は、吹上地内の田1筆です。公共事業(下水道工事)に伴う資材置場として、一時転用の申請が出されています。

(位置図で場所の説明)

番号2は、吹上地内の畑1筆です。公共事業(下水道工事)に伴う資材置場として、一時転用の申請が出されています。

(位置図で場所の説明)

番号3から番号28まで、議案書の8ページ下段から21ページ上段までは譲渡人は違いますが、譲受人は同じ事業者になります。小郡地内の田68筆、畑25筆です。面積は合計で40,414.29㎡です。4階建て倉庫建設のため、申請が出されています。

(位置図で場所の説明)

議案書 21 ページ中段の番号 29 は、山隈地内の田 1 筆です。公共事業（下水道工事）に伴う資材置場として、一時転用の申請が出されています。

（位置図で場所の説明）

番号 30 は、井上地内の畑 1 筆です。公共事業（下水道工事）に伴う資材置場として、一時転用の申請が出されています。

（位置図で場所の説明）

議案書 22 ページから 23 ページ、番号 31 は、干潟地内の田 23 筆、畑 1 筆です。先ほど議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請についてご審議いただいた案件ですが、改めて譲受人が貸倉庫を建設するということで転用申請されたものです。

（位置図で場所の説明）

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第 2 分科会へお願いしておりましたので、事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

分科会代表：

ご報告いたします。

議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、第 2 分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

（質疑、意見なし）

議長：

特にないようです。

本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお

願います。

(全員挙手)

議長：

全員賛成です。

よって、議案第4号は原案通り承認いたします。

それでは、16番委員の離席を解き入室を許可します。

(入室確認後)

次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転2件を議題とします。

それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書24ページをご覧ください。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、2件をご説明します。

番号1は、山隈地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、利用目的、売買価格の説明)

次に番号2は、下西鯨坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、利用目的、売買価格の説明)

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長：

それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので、第3分科会長よりご報告をお願いします。

分科会長：

ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認の、所有権移転2件について、第3分科会で慎重に審査した結果、同意するとの意見で一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いたします。

議長：

ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。  
質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成です。

よって、議案第5号は原案通り承認いたします。

### [日程第3 報告事項]

議長：

それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書の25ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出15件につきまして報告いたします。

番号1は、三沢地内の田2筆です。

賃借人が耕作不便となったため、合意解約されたものです。

番号2は、下岩田地内の田3筆です。

貸主の都合のために、合意解約されたものです。

番号3は、乙隈地内の田3筆です。

借主の都合のために、合意解約されたものです。

議案書26ページ・番号4は、井上地内の畑1筆です。

貸主の都合のために、合意解約されたものです。

番号5は、乙隈地内の田4筆です。

借主の都合のために、合意解約されたものです。

議案書 27 ページ・番号 6 は、光行地内の田 1 筆です。  
借主の都合のために、合意解約されたものです。

番号 7 は、光行地内の田 1 筆、八坂地内の田 1 筆です。  
借主の都合のために、合意解約されたものです。

番号 8 は、八坂地内の田 1 筆です。  
借主の都合のために、合意解約されたものです。

議案書 28 ページ・番号 9 は、小郡地内の田 10 筆です。  
貸主の都合のために、合意解約されたものです。

議案書 29 ページ・番号 10 は、小郡地内の田 3 筆です。  
貸主の都合のために、合意解約されたものです。

番号 11 は、平方地内の田 1 筆です。  
貸主の都合のために、合意解約されたものです。

番号 12 は、平方地内の田 1 筆です。  
貸主の都合のために、合意解約されたものです。

議案書 30 ページ・番号 13 は、平方地内の田 1 筆です。  
貸主の都合のために、合意解約されたものです。

番号 14 は、平方地内の田 2 筆です。  
貸主の都合のために、合意解約されたものです。

番号 15 は、古飯地内の田 2 筆です。  
借主の都合のため、合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の 31 ページをご覧ください。

報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域の転用届出について、1 件の報告をいたします。

番号1は、大保地内の畑1筆です。  
一般個人住宅建築のため、届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書32・33ページをご覧ください。

報告第3号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、1団体の報告です。

農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。  
報告事項3件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

特に、無いようです。

以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和5年10月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

令和5年10月12日(木) 午後3時6分閉会